

一般財団法人さいたま住宅検査センター
BELS 評価業務料金規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人さいたま住宅検査センターBELS 評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人さいたま住宅検査センター(以下「センター」という。)が行う BELS 評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金は、別表1から別表4に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第3条 申請者は、評価料金を銀行振込等により納入するものとする。

2 前項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。

3 センター及び申請者は、別途協議により、一括納入その他別の方法をとることができる。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 当該業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。

(2) その他センターが必要と認めたとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができる。

(1) 申請者の非協力その他センターの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期となったとき。

(2) 別表1から別表4に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ評価が行えないとセンターが判断したとき。

(評価料金の返還)

第6条 納入された評価料金は返還しないものとする。ただし、センターの責めに帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年１月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年１２月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

別表 1

住宅（一戸建ての住宅）

単位：円（税込み）

種 別		料 金
性能基準	単独申請	39,600
	併願申請 ※	19,800
仕様基準	単独申請	11,000
	併願申請 ※	

別表 2

住宅（共同住宅等）

単位：円（税込み）

種 別				料 金 (建築物 1 棟当たり)	備 考 (加算の要件等)		
性能基準	住宅のみ (①又は②)	住宅戸数が一戸のみの場合 ①		単独申請	39,600		
				併願申請 ※			19,800
		住宅部分の申請に係る戸数 (住戸) ②		単独申請 (A)	2～10 戸以下	39,600 + N × 9,900	Nは審査対象戸数を示す
					11～30 戸以下	79,200 + N × 5,500	
					31 戸以上	158,400 + N × 3,300	
				併願申請 ※ (B)		19,800 + N × 3,300	
				評価書の必要住宅戸数 ((A)又は(B)に加算)		(N－1) × 2,200	
	住棟のみ又は住棟＋住戸 (①又は①＋②)	単独申請 (A)	住宅部分の全戸数 (住戸)①	2～10 戸以下	39,600 + M × 9,900	Mは全戸数を示す	
				11～30 戸以下	79,200 + M × 5,500		
				31 戸以上	158,400 + M × 3,300		
				評価書の必要住宅戸数 ((A)又は(B)に加算)	N × 2,200	Nは評価書必要戸数を示す	
		共用部分の床面積の合計 (共用部) ②		300 m ² 以内	39,600		
				300 m ² 超～1,000 m ² 以内	66,000		
				1,000 m ² 超～5,000 m ² 以内	132,000		
				5,000 m ² 超え	198,000		
				併願申請 ※ (B)			Mは全戸数を示す
		住宅部分の全戸数(住戸)①		19,800 + M × 3,300			
		共用部分の床面積の合計 (共用部) ②		300 m ² 以内	39,600	共用部の省エネ基準の適合性について審査を行っている他の業務との併願申請の場合は、共用部②の料金を加算しない	
				300 m ² 超～1,000 m ² 以内	66,000		
				1,000 m ² 超～5,000 m ² 以内	132,000		
5,000 m ² 超え	198,000						
仕様基準	単独申請			11,000 + (N－1) × 2,200	Nは評価書必要戸数を示す		
	併願申請 ※						

別表 3－1

非住宅建築物（モデル建築法）

単位：円（税込み）

床面積	非住宅建築物の用途別の料金（建築物 1 棟当たり）		
	第 1 類 （ホテル、病院、集会所等）	第 2 類 （第 1 類、第 3 類以外）	第 3 類 （工場等）
300 m ² 以内	123, 200	77, 000	61, 600
300 m ² 超え 1, 000 m ² 以内	154, 000	107, 800	77, 000
1, 000 m ² 超え 2, 000 m ² 以内	184, 800	123, 200	92, 400
2, 000 m ² 超え 5, 000 m ² 以内	292, 600	200, 200	154, 000
5, 000 m ² 超え 10, 000 m ² 以内	369, 600	246, 400	184, 800
10, 000 m ² 超え 20, 000 m ² 以内	462, 000	292, 600	215, 600
20, 000 m ² 超え 50, 000 m ² 以内	569, 800	369, 600	277, 200
50, 000 m ² 超え 100, 000 m ² 以内	723, 800	477, 400	354, 200
100, 000 m ² 超え 200, 000 m ² 以内	1, 001, 000	739, 200	585, 200
200, 000 m ² 超え	1, 386, 000	924, 000	739, 200

別表 3－2

非住宅建築物（標準入力法・主要室入力法）

単位：円（税込み）

床面積	非住宅建築物の用途別の料金（建築物 1 棟当たり）		
	第 1 類 （ホテル、病院、集会所等）	第 2 類 （第 1 類、第 3 類以外）	第 3 類 （工場等）
300 m ² 以内	246, 400	154, 000	123, 200
300 m ² 超え 1, 000 m ² 以内	308, 000	215, 600	154, 000
1, 000 m ² 超え 2, 000 m ² 以内	369, 600	246, 400	184, 800
2, 000 m ² 超え 5, 000 m ² 以内	585, 200	400, 400	308, 000
5, 000 m ² 超え 10, 000 m ² 以内	739, 200	492, 800	369, 600
10, 000 m ² 超え 20, 000 m ² 以内	924, 000	585, 200	431, 200
20, 000 m ² 超え 50, 000 m ² 以内	1, 139, 600	739, 200	554, 400
50, 000 m ² 超え 100, 000 m ² 以内	1, 447, 600	954, 800	708, 400
100, 000 m ² 超え 200, 000 m ² 以内	1, 694, 000	1, 155, 000	1, 001, 000
200, 000 m ² 超え	2, 233, 000	1, 463, 000	1, 232, 000

別表 4

別表 1 から別表 3 以外の料金

単位: 円 (税込み)

1. 非住宅建築物及び複合建築物において非住宅部分の用途が複数混在する場合の料金は、第 1 類が含まれているときは第 1 類の額を、第 1 類がなく第 2 類が含まれるときは第 2 類の額を適用する。
2. 非住宅建築物における併願申請 ※ の料金は、一律 19,800 円とする。
3. 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合の料金は、それぞれの用途により算出した料金を合計した額とする。
4. 変更申請の料金は、別表 1 から別表 3 及び上記 1 から 3 の料金に 0.5 を乗じた額とする。（直前の評価書をセンターから受けていない場合、評価方法の変更による場合又は計画を大幅に変更する場合にあつては、新規の申請として取り扱うものとする。）
5. 改修前後の BEI 等の値を評価する場合は、別表 1 から別表 3 の料金に 0.5 を乗じた料金を加算する。
6. 直前の評価書をセンター以外の者が交付したものの変更申請をセンターに申請する場合の料金は、別表 1 から別表 3 及び上記 1 又は 3 に掲げる額とする。
7. 軽微な変更説明書に係る審査の料金は、1 通につき 3,300 円とする。
8. 再発行料金は、1 通につき 5,500 円とする。ただし、評価書の記載内容に変更を伴う場合は、11,000 円とする。
9. シール、プレート及びその電子データの交付料金は、別途見積りとする。
10. 電子申請における紙面による評価書の交付は、1 通につき 2,200 円とする。

※ 併願申請とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（建築物省エネ法第 30 条）に係る技術的審査、フラット 35 S、住宅性能証明書又は東京ゼロエミ住宅認証審査をセンターに併せて申請（センターが既に交付した場合で当該業務の基準に適合することが確認でき、かつ、その計算結果に変更がない場合を含む。）するものをいう。

（注）併願申請 ※ において一の業務については、単独申請の料金とする。